

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

総務課
自殺対策推進室

目 次

重点事項

第1 自殺対策の推進について

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 自殺の現状について | 1 |
| 2 | 新たな「自殺総合対策大綱」について | 1 |
| 3 | 今後の自殺対策について | 4 |

参考資料

- | | | |
|----|------------------------------------|----|
| 1 | 自殺対策の推進について | 13 |
| 2 | 自殺者数の年次推移等 | 13 |
| 3 | 新たな自殺総合対策大綱のポイント | 15 |
| 4 | 3大臣から各首長への呼びかけ「いのちを支える自殺対策の推進のために」 | 15 |
| 5 | 自殺対策関係予算の概要 | 16 |
| 6 | 地域自殺対策計画の策定・見直しにあたって | 16 |
| 7 | 令和4年度第二次補正予算の概要 | 17 |
| 8 | 地域自殺対策強化交付金(SNS地域連携包括支援事業) | 17 |
| 9 | 令和5年度 自傷・自殺未遂に係る支援事業 | 18 |
| 10 | 令和5年度 若者の自殺危機対応チーム事業 | 19 |
| 11 | 令和5年度 ゲートキーパーの養成等に係る事業、養成研修の実施状況 | 19 |
| 12 | 自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請) | 22 |
| 13 | 令和4年度 自殺対策強化月間における広報の取組 | 22 |
| 14 | 支援情報検索サイトの利用方法 | 23 |

重点事項

第 1 自殺対策の推進について

1 自殺の現状について

自殺対策基本法が成立した平成 18 年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は 38%減、女性は 35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられる。(平成 18 年:32,155 人→令和元年:20,169 人) 一方で、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いている。更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、令和 2 年から、女性の自殺者数は増加、小中高生は過去最多の水準となっている。

令和 4 年は、4 月までは対前年差で減少していたが、5 月以降は対前年差で増加に転じ、総数としては、21,881 人で前年から 874 人増加となっており深刻な状況が続いている。(※)

男女別では、男性は 14,746 人で対前年差 807 人増と 13 年ぶりの増加となり、女性は 7,135 人で対前年差 67 人増と 3 年連続の増加となっている。

また、小中高生の自殺者数は 514 人と、過去最多となった。内訳としては小学生 17 人、中学生 143 人、高校生 354 人と、特に高校生の増加が大きい。

※ 令和 5 年 3 月 14 日時点

令和 4 年(確定値) 21,881 人、令和 3 年 21,007 人

・うち男性 14,746 人(対前年差 +807 人)

・うち女性 7,135 人(対前年差 +67 人)

2 新たな「自殺総合対策大綱」について

平成 29 年 7 月に策定された自殺総合対策大綱(以下「大綱」)は、5 年を目途に見直されることとなっていたことから、令和 3 年度から大綱の見直しの検討が開始された。有識者会議での議論やパブリックコメントによる意見募集及び閣僚級の自殺総合対策会議での大綱案の決定を経て、令和 4 年 10 月に新たな大綱(～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～)が閣議決定された。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

新たな大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、新たな大綱では、これまでの大綱に掲げられていた施策についても継続して位置づけていることから、総合的な対策により自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止についても、引き続き対策を推進していく必要がある。

新たな大綱のポイントは、以下のとおり。

（子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化）

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備を図ることとしている。

(女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

(地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地域の関係者のネットワーク構築、支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

(総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

(自殺対策の数値目標)

「自殺対策の数値目標」については、旧大綱において、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させるとの目標を掲げていた。具体的には平成27年に18.5だったものを、令和8年まで13.0以下にするという数値目標となるが、令和2年で16.4とまだ目標達成はできていない状況であったことから、新たな大綱でも、引き

続き、この数値目標を継続することとしている。

(3 大臣からのメッセージについて)

新たな大綱の下、地域自殺対策の推進やこどもの自殺防止への対応については、国と地方が力を合わせて取り組んでいくことが必要であることから、自殺対策強化月間が始まった3月1日に全国の首長あて厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣が連名で呼びかけを行ったところである。

3大臣からの呼びかけは確実に貴団体の長にお伝えいただくようお願いするとともに、各都道府県、市区町村におかれては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、新たな大綱も踏まえて、地域自殺対策計画に反映し、関係機関、関係団体との連携をさらに深めていただきながら、地域の実情に応じた効果的な取組の推進をお願いしたい。(※ 詳細については参考資料を参照されたい。)

3 今後の自殺対策について

(1) 地域自殺対策計画の策定等

自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定める(第13条)こととされている。各地方公共団体におかれては、新たな大綱を十分に踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただくよう、お願いする。

また、同法では、計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する(第14条)とされており、地域自殺対策交付金の交付にあたり大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地域自殺対策計画が未策定となっている自治体もあるが、新型コロナウイルス感染症への対応等により地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合には、ご相談願いたい。

また、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺対策

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する電話やSNSを活用した相談体制等の更なる強化等の実施に係る経費を令和4年度2次補正予算に計上しており、コロナ禍において拡充した相談体制等の取組を継続的に実施するためにも積極的な活用をお願いしたい。

(3) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の進捗を確認するための「確認シート」を積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても市区町村に働きかけているところであるが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市区町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

なお、先述の新たな大綱のポイントのうち地域自殺対策の取組強化で述べた地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長の配置、地域自殺対策プラットフォーム）に関する詳細については、地域自殺対策推進センター運営事業費補助金実施要綱の改正等、関係文書の発出を予定している。

<参考>自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、

大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

(中略)

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(4) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下、JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和2年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置し、自治体に対する支援体制を構築しているので引き続き活用をお願いしたい。

(5) 地域自殺対策強化交付金におけるSNS地域連携包括支援事業、各種モデル事業の活用

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和5年度予算案において、地域自殺対策強化事業に

- ・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行う「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」、
- ・多職種の特任家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行う「若者の自殺危機対応チーム事業」の2つのモデル事業を新設する予定である。

事業の詳細、公募に関する御案内については、令和5年1月27日付け事務連絡によりお示ししているところであり、各自治体から関係資料の提出をいただいたところであるが、採択の可否については別途ご連絡差し上げたい。

(6) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進

新たな大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。(主な内容の抜粋。下線は拡充部分)

- ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
- 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進及びゲートキーパーが安心

して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度は地方自治体によるゲートキーパー養成の一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の国庫補助率を1/2から2/3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いする。

なお、令和3年度の全国におけるゲートキーパー養成研修の実施状況については参考資料を参照されたい。

(参考) 令和5年度ゲートキーパー関係予算

(1) ゲートキーパー基盤整備事業（実施主体：国（委託事業））

- ・効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。

(2) ゲートキーパー養成事業

- ・同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、補助率2/3）。

(3) ゲートキーパー支援事業

- ・ゲートキーパーになった者が安心して継続的に活動できるよう、ゲートキーパーへの支援を実施（相談、アドバイス、居場所づくり）。（民間団体向け、補助率10/10）。

(7) 自殺報道ガイドラインの周知について

メディアによる自殺報道は、その報じ方によっては、自殺を誘発する可能性があり、特に著名人の自殺に関する報道は影響が大きいことが世界保健機関（WHO）から指摘されている。JSCPにおける分析でも、令和2年7月、10月及び令和4年5月の自殺者の増加については著名人の自殺報道の影響の可能性があると指摘されている。

WHOでは、メディアが適切な自殺報道を行うよう「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017」（邦訳「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」（「自殺報道ガイドライン」、自殺総合対策推進センター訳））を策定しており、厚生労働省及びJSCPにおいて、自殺報道がなされた際には、必要に応じて、報道関係機関等

に対して、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請している。

各自治体におかれても、地域における自殺報道の影響が大きいことが想定される事案には貴管内の報道関係機関等に対し、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請していただくとともに、その他、機会を捉えて周知を図っていただくよう、協力をお願いします。

URL：厚生労働省HP「メディア関係者の方へ」（WHO自殺報道ガイドライン）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seika_tsuhogojisatsu/who_tebiki.html

（8）自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の取組

毎年、9月10日から16日を自殺予防週間、3月を自殺対策強化月間と定め、全国で相談事業の実施・拡充や集中的な広報・啓発活動を行っており、今年度は以下の取組を実施。

URL：令和4年度の広報の取り組みについて（自殺対策）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/eikatsuhogojisatsu/r4_torikumi.html

令和4年度自殺対策強化月間においては、電話やSNSによる相談支援体制の拡充や、主に中高年層やこども・若者に向けて、ポスターや動画による相談の呼びかけなど集中的な啓発活動を実施しているため、ご協力をお願いします。

また令和5年度自殺予防週間に向けては、長期休暇明け前後にこども・若者の自殺が増加する傾向を踏まえ、8月上旬から自殺防止に向けた啓発活動を実施する予定であるので、ご協力をお願いします。

（参考）令和4年度自殺対策強化月間の取組について

○関係省庁の連携強化、3大臣からの国民への呼びかけ

政府一丸となった自殺対策の推進に向けて、厚生労働大臣から関係閣僚に対して協力を依頼するとともに国民に向けた大臣メッセージを発信した。特に、こども・若者に向けては厚生労働大臣、文部科学大

臣、こども政策担当大臣の3大臣と一緒に呼びかけを行ったところであり、各自治体におかれても関係部局が連携の上、地域住民への積極的な啓発活動をお願いします。

URL：大臣メッセージ、3大臣の呼びかけ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r4_gekkan_message.html

○各地域での支援情報の発信について

自殺対策に係る広報ポスター、動画、バナー、リーフレット等を集約して、SNSなどを通じて、支援を必要とする方に相談窓口の情報を届けていくためのページ「広げてみよう支え合い」を昨年8月に設置していること、また、自殺対策強化月間は、厚生労働省TwitterやFacebookを集中的に投稿予定であることから、広報、啓発の際は、これらの広報媒体を是非ともご活用いただきたい。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/sasaeai/>

○ゲートキーパーの普及に向けて

ゲートキーパーの理解促進と普及を図るために昨年9月にリニューアルした、厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」及び自殺対策強化月間に合わせて政府広報BS番組「大切な人を守る～ゲートキーパーになろう！」を新たに制作したため、これらも活用しながら、地域におけるゲートキーパーの普及を行っていただきたい。

URL：ゲートキーパーになろう！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gatekeeper.html

URL：政府広報BS番組「ビビるとさくらとトモに深掘り！知るトビラ」

<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/shirutobira/movie/20230224.html>

○支援情報検索サイトの活用

毎年、自殺対策強化月間及び自殺予防週間にあわせて「支援情報検索サイト」への支援情報の登録をお願いしているが、支援が必要としている人が確実に適切な支援にたどり着けるよう、幅広い分野の支援情報の

登録をお願いします。なお、自殺対策強化月間及び自殺予防週間以外の期間でも、「支援情報検索サイト」の更新は可能であるので、新たに追加したい支援情報がある場合には自殺対策推進室にご相談いただきたい。

URL：支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/>

参 考 资 料

自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和2年は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、自殺者数は11年ぶりに増加に転じた。令和3年は、自殺者数の総数は対前年差で減少に転じたが、女性の自殺者数は2年連続で増加するとともに、小中高生の自殺者数は過去最多の水準となるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化。
- 新たな自殺総合対策大綱を策定(令和4年10月14日閣議決定)し、今後5年間で取り組むべき施策を位置づけ。
- **令和4年は、4月までは対前年差で減少していたが、5月以降は対前年差で増加に転じた。令和4年の確定値では、総数としては、21,881人で前年から874人増加となっている。男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加。また、小中高生の自殺者数は514人と、過去最多となった。**

(2) 令和5年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、**新たな自殺総合対策大綱に掲げる施策を推進。**
- 全国における**ゲートキーパー養成の取組、自傷・自殺未遂レジストリ、「若者の自殺危機対応チーム」**を推進。
- 地域自殺対策強化交付金において、令和3年度より
 - ① 国において、**全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築。**
 - ② 都道府県、市町村において、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、**相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施。**
- コロナ禍における自殺リスクの高まりへの懸念から、**令和4年度補正予算に相談体制の拡充や相談員の養成、情報発信の強化等に係る経費を計上**しており、来年度も継続した支援を実施。

(3) 依頼・連絡事項

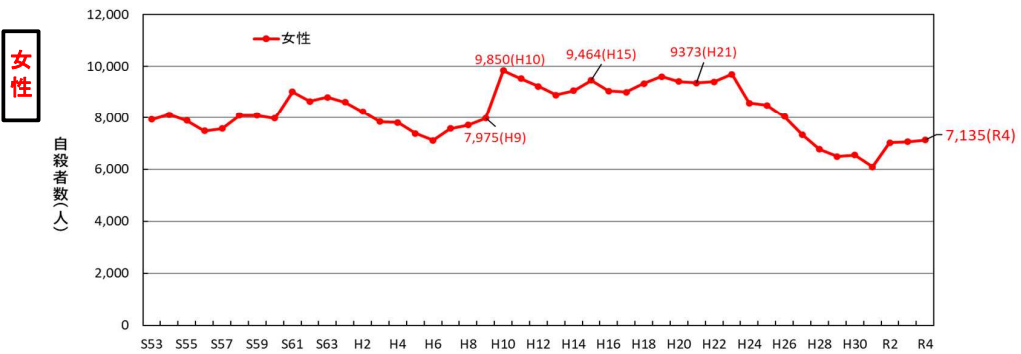
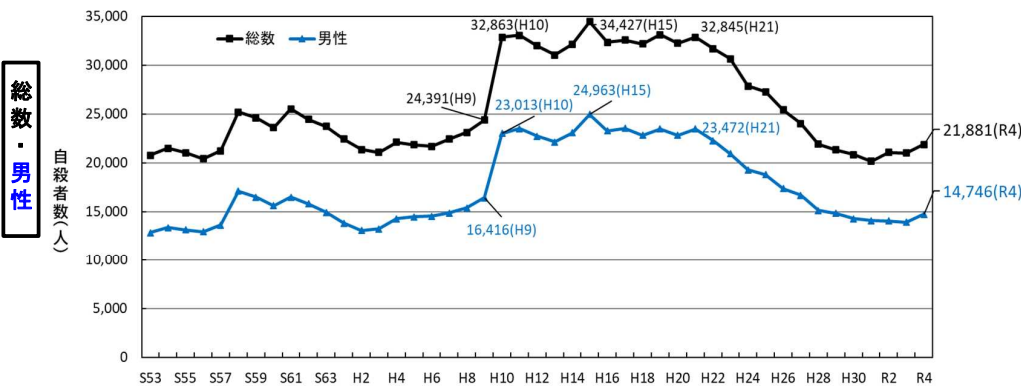
- 新たな大綱を踏まえ、**地域自殺対策計画の改定、地域の支援関係者とのネットワーク構築、地域自殺対策推進センターの機能強化等、**地域の実情に応じた対策を推進願いたい。
- 自殺対策強化月間においては、**自殺が増加している中高年層や子ども・若者など、幅広い層に相談を呼びかけるなど集中的な啓発活動を実施**していただきたい。
- SNS相談内容に応じた包括的支援体制を構築し、強化するためには、**より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。**
- 自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め(第13条)、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する(第14条)とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり**大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件**となるので留意願いたい。また、**予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査**に遺漏のないようお願いする。
- JSCP(※)において、自治体に対する支援を行う「自治体コンシェルジュ」を配置しているの引き続き活用いただきたい。
※ 厚生労働大臣指定法人(一社)いのち支える自殺対策推進センター

自殺者数の年次推移(昭和53年～令和4年)

令和5年3月14日現在

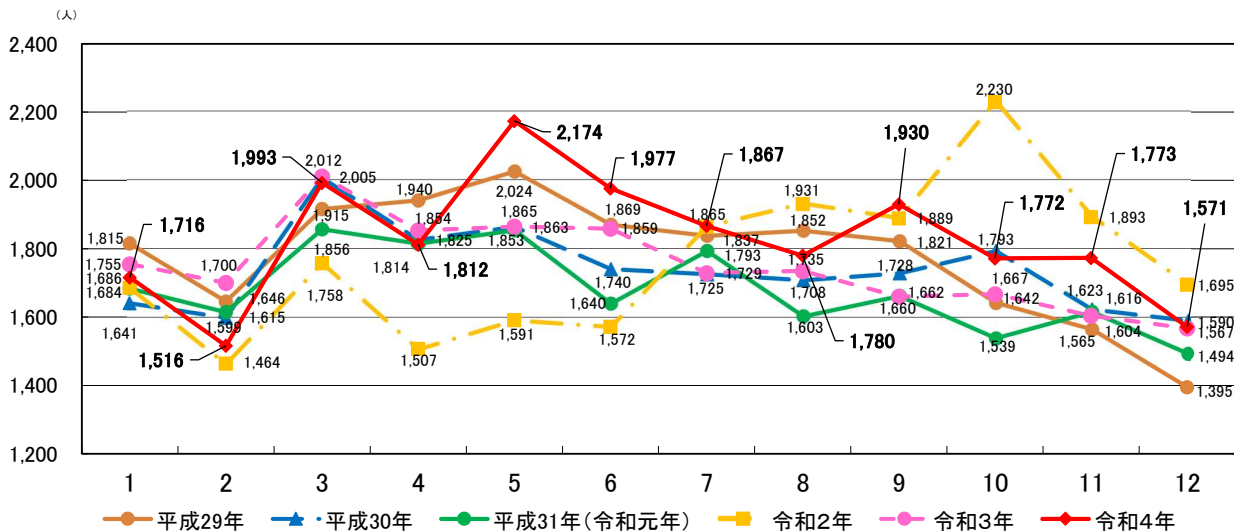
年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026
R3	21,007	13,939	7,068
R4	21,881	14,746	7,135

- 令和4年の自殺者数は21,881人となり、対前年比874人(約4.2%)増。
- 男女別にみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。



自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和5年3月14日現在

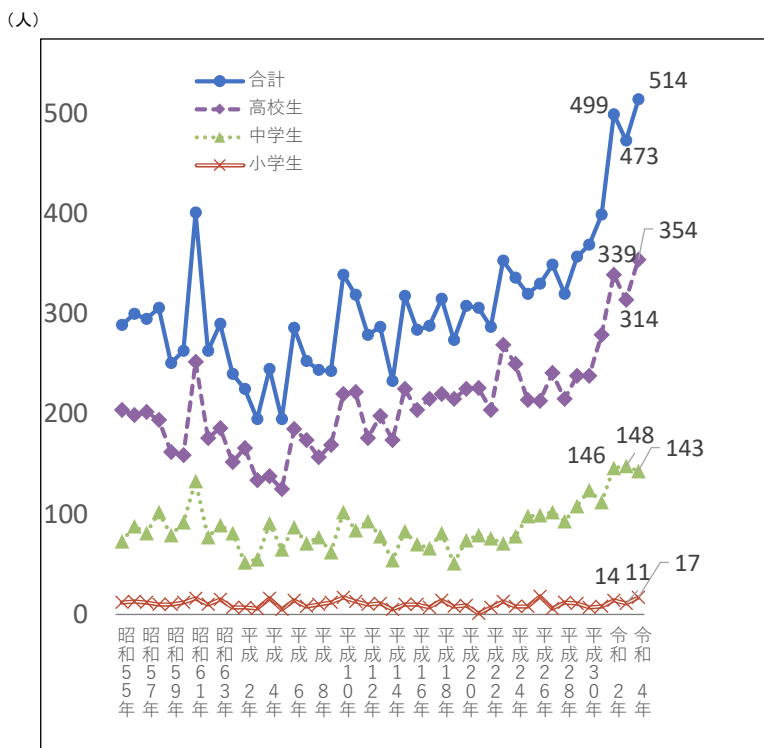


		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和4年	合計	1,716	1,516	1,993	1,812	2,174	1,977	1,867	1,780	1,930	1,772	1,773	1,571	21,881
	男性	1,146	1,028	1,355	1,231	1,447	1,315	1,260	1,215	1,283	1,230	1,185	1,051	14,746
	女性	570	488	638	581	727	662	607	565	647	542	588	520	7,135
令和3年	合計	1,755	1,700	2,012	1,854	1,865	1,859	1,729	1,735	1,660	1,667	1,604	1,567	21,007
	男性	1,182	1,142	1,336	1,244	1,225	1,222	1,160	1,116	1,107	1,120	1,062	1,023	13,939
	女性	573	558	676	610	640	637	569	619	553	547	542	544	7,068
対前年増減数(月別) (4-3)	総数	-39	-184	-19	-42	309	118	138	45	270	105	169	4	874
	男性	-36	-114	19	-13	222	93	100	99	176	110	123	28	807
	女性	-3	-70	-38	-29	87	25	38	-54	94	-5	46	-24	67
対前年増減率(月別) (4/3)	総数	-2.2%	-10.8%	-0.9%	-2.3%	16.6%	6.3%	8.0%	2.6%	16.3%	6.3%	10.5%	0.3%	4.2%
	男性	-3.0%	-10.0%	1.4%	-1.0%	18.1%	7.6%	8.6%	8.9%	15.9%	9.8%	11.6%	2.7%	5.8%
	女性	-0.5%	-12.5%	-5.6%	-4.8%	13.6%	3.9%	6.7%	-8.7%	17.0%	-0.9%	8.5%	-4.4%	0.9%

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成
※令和3年、令和4年は確定値

【令和4年確定値】小中高生の自殺者数年次推移

令和5年3月14日現在



【令和3年、令和4年】小中高生の自殺者数年次比較

	令和3年	令和4年	対前年増減数 (R4 - R3)
合計	473人	514人	41
小学生	11人	17人	6
中学生	148人	143人	-5
高校生	314人	354人	40

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

新たな「自殺総合対策大綱」のポイント（令和4年10月14日閣議決定）

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備**。

2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化**。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進**。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた**総合的な施策の更なる推進・強化**。

- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及 ※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

3 大臣から各首長への呼びかけ「いのちを支える自殺対策の推進のために」

各 都道府県知事、指定都市市長、市区町村長 殿

いのちを支える自殺対策の推進のために

3月は自殺対策強化月間です。

先般公表された令和4年の年間自殺者数は21,843人と前年を上回り、中高年を中心に男性は13年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多の512人となっております。

昨年10月に策定した新たな「自殺総合対策大綱」においては、今後対応すべき課題として「子ども・若者の自殺対策の更なる強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」等について国や地方自治体、民間団体等が一丸となって取り組むこととしています。

自殺対策では、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図ることが重要です。そのため、住民に身近な地方自治体の役割は大きく、責職の強力なリーダーシップの下、地域自殺対策計画の充実、地域自殺対策推進センターの強化、相談窓口や支援機関とのネットワーク強化などの施策を一層推進していただくようお願いします。

また、国においては、この4月からこども家庭庁を創設し、こどもの居場所づくりや、いじめの防止対策の強化など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を加速させていきます。3府省が連携して、こどもの孤立や自殺を防ぐため取組を強化してまいります。こどもの自殺対策を推進するためには、一人ひとりへの命の大切さ・尊さ、SOSの出し方等に関する教育を含む自殺予防教育を推進するとともに、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して地域全体で子どもを守っていく仕組みづくりが鍵となります。地方自治体におかれても関係者の連携に努めながら、子どもへの対応の強化に向けてご協力をお願いします。

悩みを抱える方が誰かにひとこと相談できる社会、そして皆がそれを温かく受け止められる社会、そのような社会づくりに向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと思っております。

令和5年3月1日 厚生労働大臣 加藤勝信、文部科学大臣 永岡桂子、こども政策担当大臣 小倉将信

自殺総合対策の推進

＜自殺総合対策大綱に掲げた数値目標＞
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

令和5年度予算案 37億円(令和4年度36億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	29.8億円 (28.7億円)
調査研究等業務交付金	4.9億円 (4.9億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円 (1.1億円)
その他(本省費等)	1.2億円 (94百万円)

※令和4年度第二次補正予算額

・新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和5年度予算案:29.8億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援。
- 悩んでいる人に「気づき」、「声かけ」などを通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成や支援を充実。(一部新規)
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施。(新規)
- 多職種の特任家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業の実施。(新規)

2. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和5年度予算案:7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援を実施するとともに、自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援を推進。
- 地域自殺対策推進センターが、管内市町村における自殺対策の支援を実施。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施。
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築。(研修教材作成、講師養成等)(新規)

3. 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた 自殺防止対策の強化(令和4年度補正予算額:59億円の内数)

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響、また、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、地方自治体や民間団体が行う自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

若者の自殺
危機対応チーム

ゲートキーパー
養成・支援

電話・SNSを活用した
相談体制の支援強化



地域自殺対策計画の策定・見直しにあたって

- 地方公共団体は、**新たな自殺総合対策大綱や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直し**を行っていただきたい。
- 令和4年度中に計画を見直す自治体におかれては新大綱等の内容をできる限り踏まえ、他方、令和5年度以降に計画を見直す自治体におかれては新大綱等の内容を十分に踏まえ、見直しを行っていただきたい。
- 地域自殺対策計画が未策定となっている自治体もあるが、これまで新型コロナウイルス感染症への対応等により地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合には猶予してきたところである。
自殺対策基本法第13条において地域自殺対策計画を定めることとされていることから、速やかな策定をお願いしたい。

● 計画策定・見直しに向けた今後の対応

国	いのち支える 自殺対策推進センター	地方公共団体
○ 地域自殺対策計画策定・見直しの手引の改定 (令和5年度当初を目途)	○ 地域自殺実態プロファイルの提供 (12月から翌年1月頃より早い時期に提供を予定) ○ 地域自殺対策政策パッケージの改定(令和5年度当初を目途)	○ 地域自殺対策推進センターによる計画策定の進捗管理 ○ 内部部局における連携体制の確認及び構築 ○ 外部関係機関との連携体制の確認及び構築 ○ 都道府県における管内市区町村への支援 等

施策名: 自治体、NPO等による自殺対策の取組への支援

① 施策の目的

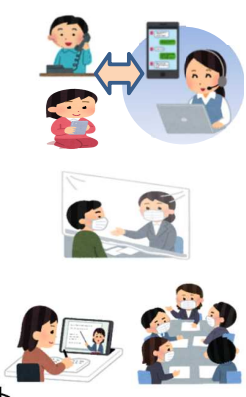
- 〇 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりにかかわらない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する電話やSNSを活用した相談体制等の更なる強化等を実施する。
- 〇 また、依然として、社会的孤立等の影響による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、民間団体が行う自殺防止に関する取組を支援する。

② 対策の柱との関係

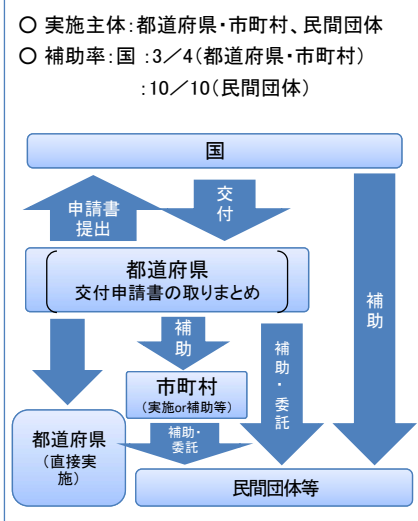
1	2	3	4
		○	○

③ 施策の概要

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた自殺防止対策の強化(都道府県・市町村)
- (1)相談体制の拡充
 - 〇電話・SNS相談
 - ・行政機関が行う電話、LINEやウェブチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供
 - 〇対面相談: 関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化
 - (2)自殺未遂者や自死遺族に対する支援の強化
 - 〇自殺未遂者に対する継続的な相談支援
 - 〇自死遺族等への相談支援や自助グループの活動支援
 - (3)相談員等の養成及び情報発信の強化
 - 〇自殺防止相談等に携わる人材の養成
 - 〇相談窓口や必要となる支援情報の積極的な周知
- 2 孤独・孤立対策のための自殺防止対策の強化(民間団体)
- 〇相談体制の強化: 民間団体が実施する電話や、LINE、ウェブチャット、チャットボット等のSNSを活用した相談体制の強化
 - 〇相談員等の養成: 電話やSNS等に適切な対応と支援を行うための人材の養成
 - 〇自殺防止対策の情報発信の強化: 自殺相談窓口等に関する積極的な周知



④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



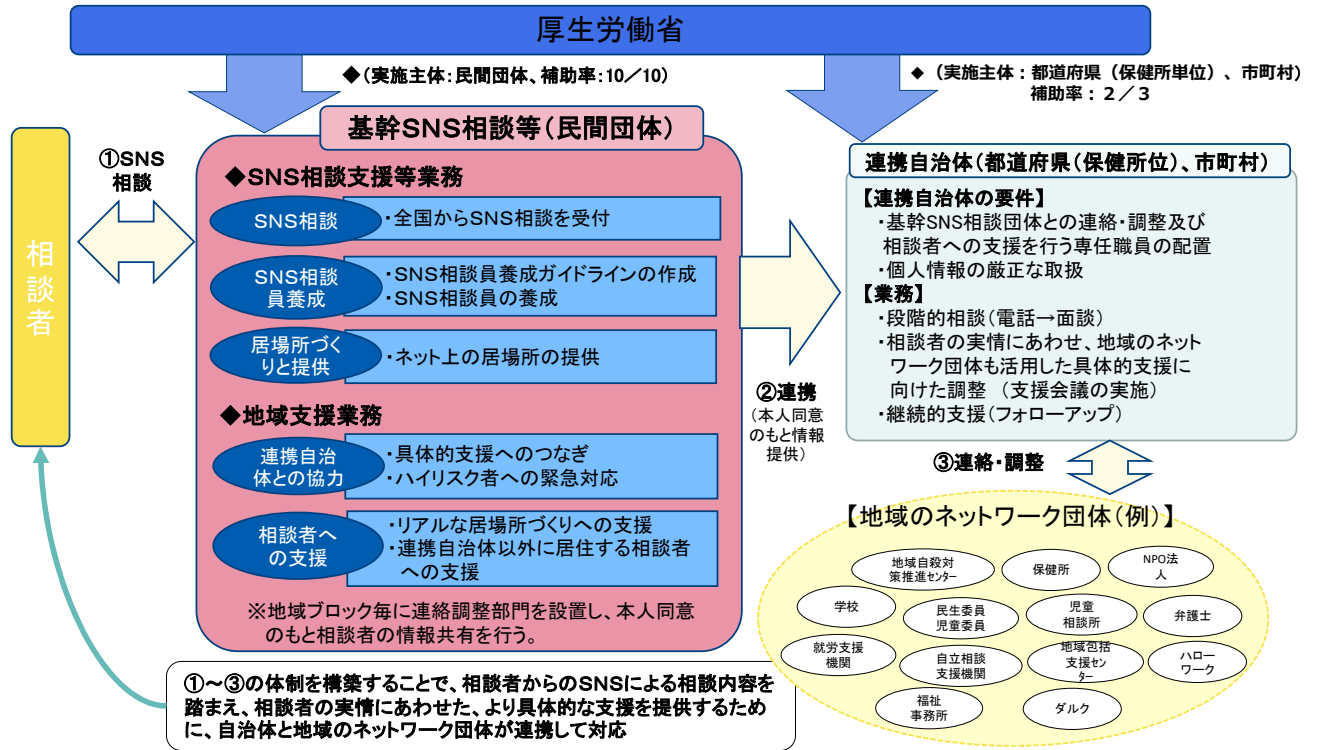
⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体、NPO等による電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、自殺者数の減少に資する。

地域自殺対策強化交付金 (SNS 地域連携包括支援事業)

令和5年度予算(案)
 地域自殺対策強化交付金: 29.8億円の内数

〇 SNS等の相談体制を強化し、相談からの具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する。



自傷・自殺未遂レジストリを活用した自殺未遂者支援の推進

令和5年度当初予算案 4.9億円の内数 (4.9億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高く、自殺未遂者支援に取り組むことは自殺防止の観点から重要である。
- また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明、把握が必要であり、自殺未遂者からの聞き取りは重要である。
- このため、令和4年度から、個人が特定されないよう配慮した上で、救急病院から、自殺未遂に関する情報の提供を受け「自傷・自殺未遂レジストリ」を構築中。

2 事業の概要

- 自殺未遂者は自殺のハイリスク集団とされており、自殺総合対策大綱においても自殺未遂者支援は「当面の重点施策」の一つに位置づけられている。また、世界保健機関(WHO)が世界各国に呼びかけている「自傷・自殺未遂レジストリ」も我が国において整備されていなかったことから、令和4年度予算において、「自傷・自殺未遂レジストリの構築」に要する経費を計上したところ。
- 厚生労働省指定調査研究等法人において、救急病院から自殺未遂に関する情報の提供を受け、実態把握・調査分析を実施し、その結果や知見を自治体や救急病院にフィードバックすることで、より有効な自殺対策や自殺未遂者支援に活用することが期待される。
- さらに、令和4年度の診療報酬改定において救急患者精神科継続支援料が引き上げられるなど、自殺未遂者支援の環境が整ってきている。
- これらの状況を踏まえ、自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を増やすこと等により、レジストリを充実し、自殺未遂者支援の推進を図る。

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率 : 10/10

退院後のつなぎ支援を目的とした「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」と連動。



新規 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

令和5年度当初予算案 35億円の内数 (ー) ※()内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 30億円
調査研究等業務交付金 4.9億円

1 事業の目的

- 関係者の着実な取組により自殺者数は長期的には低下傾向であるものの、令和2年に対前年差で増、令和3年には対前年差で微減。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

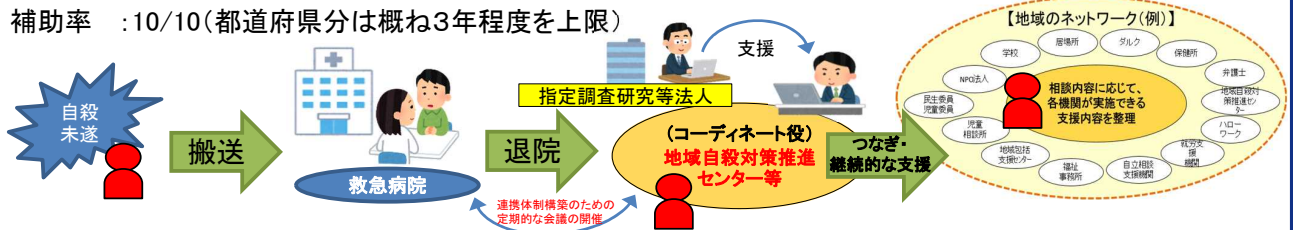
2 事業の概要

- 自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
- また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。(地域自殺対策強化交付金)
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)
厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率 : 10/10(都道府県分は概ね3年程度を上限)



令和5年度当初予算案 35億円の内数 (一) ※()内は前年度当初予算額

(35億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
調査研究等業務交付金	4.9億円

1 事業の目的

- 小中高の自殺者数は過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。

2 事業の概要・スキーム

多職種の特任者で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかず言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている等
- 構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了:地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
厚生労働省指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、長野県の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

補助先:都道府県・指定都市、補助率:10/10

令和5年度当初予算案 30億円の内数 (一) ※()内は前年度当初予算額

(30億円の内訳)	
地域自殺対策強化交付金	30億円
委託費(ゲートキーパー基盤整備事業分)	0.3億円

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。
 - ・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
 - ・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを旨とする。
 - ・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
 - ・悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。
- このため、令和5年度以降、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、ゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- (1)ゲートキーパー基盤整備事業
 - ・効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。(委託費)
- (2)ゲートキーパー養成事業
 - ・同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施。(地方自治体向け、補助率2/3)
- (3)ゲートキーパー支援事業
 - ・ゲートキーパーになった者が継続的に活動できるよう、支援を実施(相談、アドバイス、居場所づくり)を行う。(民間団体向け、補助率10/10)

3 実施主体等

実施主体	国	都道府県・市町村	民間団体
補助率	-(委託費)	交付金2/3	交付金10/10
経費の流れ	国→委託事業者	国→都道府県・市町村	国→民間団体

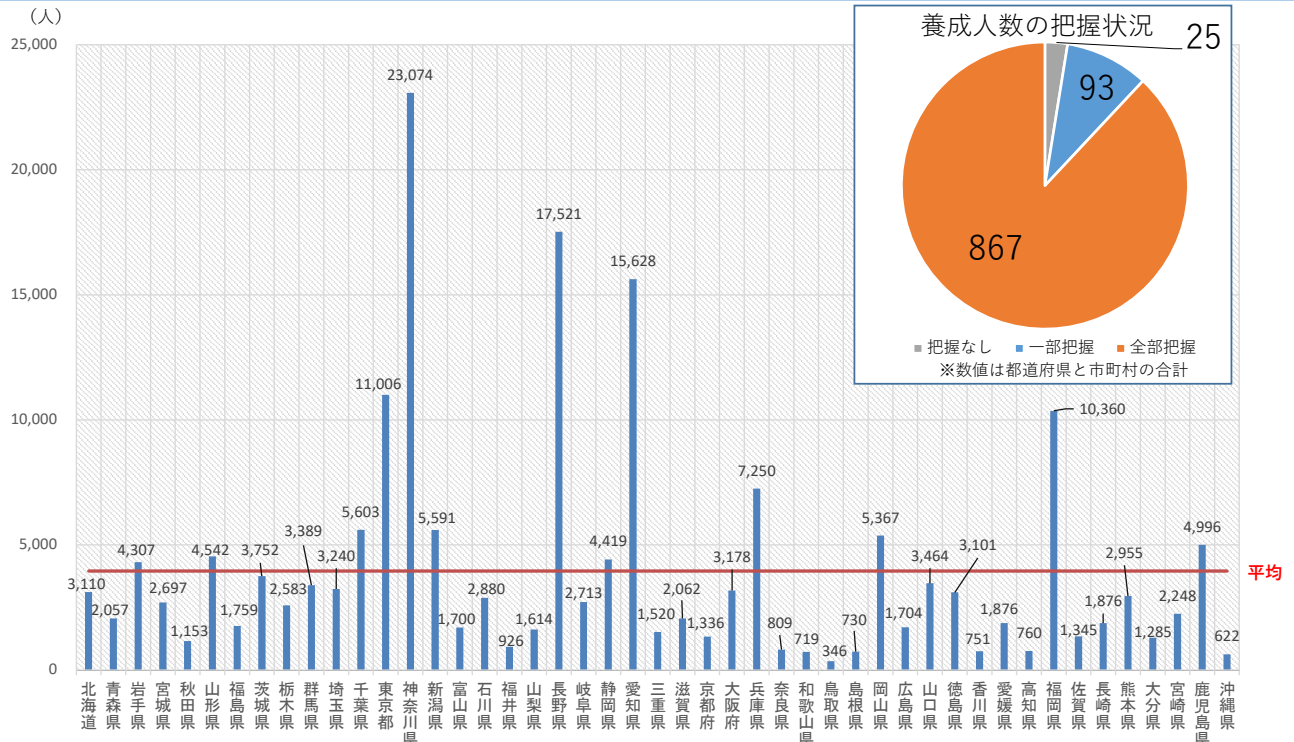
令和5年度地域自殺対策強化交付金事業メニュー一覧(案)

事業メニュー	事業内容	交付率
① 対面相談事業	相談会(個別・総合)の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	1/2
② 電話・SNS相談事業	電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営(従来型の電話を持たない若者等を対象とした、無料通話アプリに対応した相談事業を含む)	
③ 人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とする自殺対策に関わる人材養成(ゲートキーパー養成を除く) ・上記実施に係る指導員・講師の養成	
④ 普及啓発事業	自殺予防に関する啓発(パンフレット・チラシ等の広報媒体の作成・配布、シンポジウムの開催等)	
⑤ 自死遺族支援機能構築事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援(分かち合いの会、法律面・生活面の相談支援)	
⑥ 計画策定実態調査事業	都道府県・市町村計画の策定に係る情報収集・分析等の実施	
⑦ 若年層対策事業	・若年層向けの対面相談、電話・SNS相談、人材養成、普及啓発(研修等の周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る)の各事業 ・「SOSの出し方に関する教育」を主たる目的とした事業 ・若者をはじめとする住民の孤立を防ぐための居場所づくりを目的とする事業。	2/3
⑧ SNS地域連携包括支援事業	国が選定する「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的な継続的な支援を実施。	
⑨ 深夜電話相談強化事業	深夜から早朝(22時から翌5時)にかけての電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営(従来型の電話を持たない若者等を対象とした、無料通話アプリに対応した相談事業を含む)	
⑩ 自殺未遂者支援事業	・自殺未遂者支援に関する事業(ただし、⑮に関するものを除く) ・自殺未遂者が受診中から退院後まで継続的に適切な支援を受けられるようにするための事業	
⑪ ゲートキーパー養成事業	同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、行政機関や各地域におけるゲートキーパー養成に係る取組の促進	
⑫ 災害時自殺対策継続支援事業	⑬の実施後、引き続き対応が必要な事業	10/10
⑬ 災害時自殺対策事業	大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合に、災害発生から一定期間における対応	
⑭ ハイリスク地対策事業	自殺のハイリスク地(自殺多発地域)における対策の実施(パトロールの実施等)	
⑮ 自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築(1年目に限る)※原則、都道府県で実施	
⑯ 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業	救急病院退院後の自殺未遂者の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援体制の構築	
⑰ 若者の自殺危機対応チーム事業	多職種の専門家て構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を実施	
⑱ 地域特性重点特化事業	①～⑦、⑨～⑰のうち、地域特性を踏まえて重点化する取組であり、当該地域の自殺が減少することが見込まれるもので厚生労働省が認める事業(モデル事業を含む)	

※各事業の詳細については、別途事務連絡等によりお示します。

ゲートキーパー養成研修の受講人数(令和3年度)

・令和3年度における養成数は、約18.5万人(自治体が養成人数を把握できているものに限る。オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む)である。
※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。



令和3年度ゲートキーパー養成研修の実施状況

- ・地方自治体が実施しているゲートキーパーの養成について、実施状況を調査した。
- ・実施状況にはバラツキがみられる。

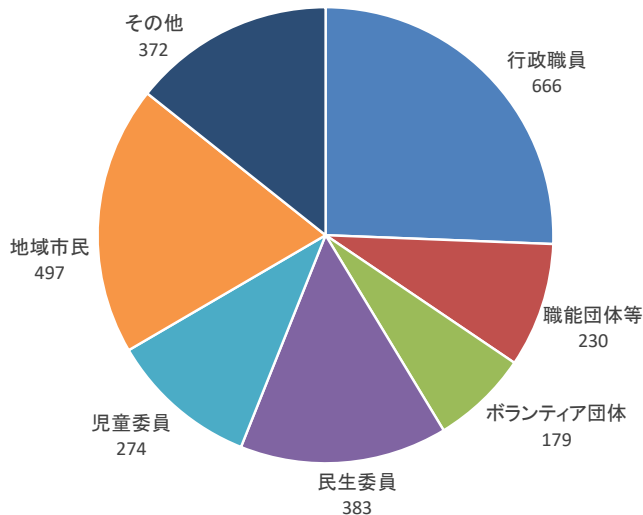
都道府県		市区町村			都道府県		市区町村			
県名	実施状況	実施	未実施	実施率	県名	実施状況	実施	未実施	実施率	
北海道	○	38	141	21%	滋賀県	○	11	8	58%	
青森県	○	26	14	65%	京都府	○	15	11	58%	
岩手県	○	26	7	79%	大阪府	○	30	13	70%	
宮城県	○	27	8	77%	兵庫県	×	36	5	88%	
秋田県	○	8	17	32%	奈良県	○	13	26	33%	
山形県	○	24	11	69%	和歌山県	○	9	21	30%	
福島県	○	28	31	47%	鳥取県	○	8	11	42%	
茨城県	○	30	14	68%	島根県	○	9	10	47%	
栃木県	○	18	7	72%	岡山県	○	10	17	37%	
群馬県	○	18	17	51%	広島県	×	16	7	70%	
埼玉県	○	43	20	68%	山口県	○	17	2	89%	
千葉県	○	26	28	48%	徳島県	○	9	15	38%	
東京都	○	46	16	74%	香川県	○	4	13	24%	
神奈川県	○	26	7	79%	愛媛県	×	16	4	80%	
新潟県	○	24	6	80%	高知県	○	14	20	41%	
富山県	○	14	1	93%	福岡県	○	23	37	38%	
石川県	○	11	8	58%	佐賀県	○	12	8	60%	
福井県	○	11	6	65%	長崎県	○	10	11	48%	
山梨県	○	11	16	41%	熊本県	○	14	31	31%	
長野県	○	42	35	55%	大分県	×	12	6	67%	
岐阜県	○	23	19	55%	宮崎県	○	13	13	50%	
静岡県	○	25	10	71%	鹿児島県	○	28	15	65%	
愛知県	○	43	11	80%	沖縄県	○	9	32	22%	
三重県	×	17	12	59%	計		42	943	798	54%

※各自治体からの報告を
自殺対策推進室において集計

受講対象者の属性・研修形態

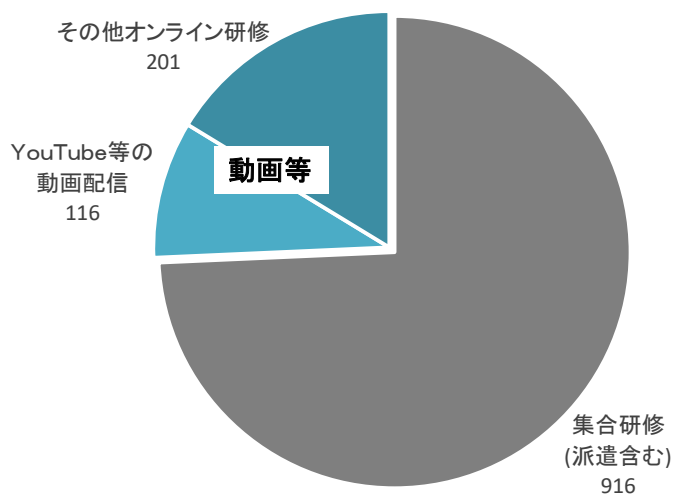
- ・受講対象者の属性は、自治体によりバラツキはあるが、最も多いのは行政職員となっており、次いで地域市民、民生委員となっている。
- ・研修形態は集合研修が最も多く、YouTube等を活用した動画配信などオンライン研修もみられる。

受講対象者の属性



※数値は対象としている都道府県と市町村の合計
※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計

研修の形態



※数値は実施している都道府県と市町村の合計
※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計

自殺報道への対応 (WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。(令和2年以降20回実施)

自殺報道ガイドライン (WHO) <WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版』より>



○自殺関連報道として「やるべきでないこと」

- ・報道を過度に繰り返さないこと
- ・自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- ・自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

○自殺関連報道として「やるべきこと」

- ・有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・支援策や相談先について、正しい情報を提供すること
- ・日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること
- ・自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

厚生労働省による報道機関への要請

 <p>厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター 厚生労働省</p> <p>令和4年5月11日</p> <p>メディア関係者各位</p> <p>著名人の自殺及びその手段や場所等の詳細に触れる報道は、報じ方によっては「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性があります。『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いします。</p> <p>タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。また、一部のメディアではその手段も報じられています。著名人の自殺に関する報道や、その手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねません。</p> <p>メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版』(いわゆる『自殺報道ガイドライン』)を踏まえた報道を、お願いします。</p> <p>〈センセーショナルな自殺報道によるリスク〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。 ・有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人(自身と同じ境遇の人など)の自殺は、その危険性が極めて高くなること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなること懸念されること。 	 <p>厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター 厚生労働省</p> <p>令和4年5月11日</p> <p>再度の注意喚起</p> <p>メディア関係者各位</p> <p>5月11日に逝去された著名人の報道に関して『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。</p> <p>タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道・放送が行われていることを踏まえて、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。</p> <p>しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺の「手段」を報じる ● 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う ● 自殺で亡くなった場所(自宅)の写真や動画を掲載する ● 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える </div>
--	--



令和4年度 自殺対策強化月間における広報の取組

- 全国でのポスターの掲示やインターネット動画等を活用し幅広く、「SNSや電話の相談窓口(まもろうよこころ※1)」の周知や「ゲートキーパー(※2)」の理解・普及を促進。
- 特に、自殺者が増加している中高年層や子ども・若者を中心に相談を呼びかけ

※1 厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



※2 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

<h3>【広報ポスター・動画広告等】</h3> <h4>ポスター</h4> <p>▶中高年男性や子ども・若者を主なターゲットとして相談を呼びかけ</p>  <p>相談してみた。少し気持ちが楽になった。</p> <p>※全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等での掲示やSNSでの呼びかけ</p> <h4>SNS広告</h4> <p>▶Facebook・Twitter・LINE・TikTokにおいて、ポスターや動画を配信</p>  <p>相談してみた。少し気持ちが楽になった。</p>	<h3>【政府広報】</h3> <h4>インターネットバナー広告</h4> <p>▶Yahoo!ニュース等にバナーを掲出 →クリックすると厚労省HP「ゲートキーパーになろう!」に誘導</p>  <h4>BS番組「ビビるとさくらとトモに深掘り!知るトビラ」</h4> <p>▶「大切な人を守る〜ゲートキーパーになろう〜」として、ゲートキーパーの理解促進に向けた番組を放送(下記リンクより視聴可能)</p> <p>https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/shiruto_bira/movie/2023_0224.html</p>  <h4>音声広報CD「明日への声」、点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」</h4> <p>▶視覚障害者向けの音声CD、及び点字・大活字広報誌において、ゲートキーパーの理解促進に向けた記事を掲載(3月15日発行)</p>	<h3>【その他の広報】</h3> <h4>相談窓口リーフレットの配布</h4> <p>▶インターネットやSNS相談に馴染みが無い方に向けても、本人に直接配布できるようリーフレットを作成。(自治体や関係団体が活用できるよう電子媒体を幅広く配布)</p>  <p>※A4版+名刺サイズを作成</p> <h4>Twitter、Facebookの集中的な投稿</h4> <p>▶自殺対策強化月間(3月)に向けて、各種広報媒体を活用し、相談窓口及びゲートキーパー等について集中的に投稿</p> <p>「一人で悩んでいませんか?電話やSNSで悩みを相談できます!」 9/10は#世界自殺予防デー、9/10~16は#自殺予防週間。もし、悩みを抱えていたら#電話相談やLINE・チャットの#SNS相談をご利用ください。</p> <p>■まもろうよこころ(自殺対策特設サイト) mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/</p>
--	---	---

支援情報検索サイトの利用方法



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

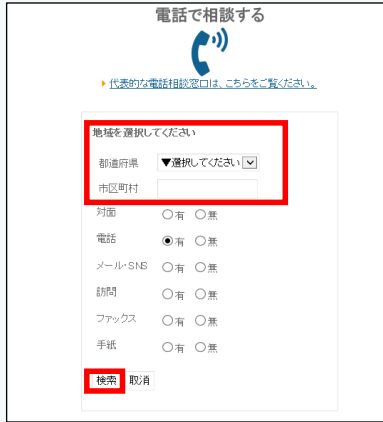
② 知りたい情報を選びます。



③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。

事業者名	相談先	詳細
1002267の女性のためのLINE相談	特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間	詳細
1007-2070の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援を実施しています。	毎月曜日・水曜日・木曜日・土曜日 午前10時から16時30分まで受付(2部16時30分～22時30分は休まず)	詳細
LINE ID: @bondproject メール: bond@bondproject.jp 電話: 070-9648-0318		
1008-1867の子どものための家庭に関するあらゆる相談	中野区 行政	詳細
1008-1867の子どもの家庭に関するあらゆる相談	月曜日から土曜日 午前9時半から午後5時まで	詳細
03-3239-7876(子ども家庭相談等担当)		
ここに該当が採れない場合は、「どうしていいかわからない」とのこと。ご相談ください。子ども自身からの相談も受け付けています。		
41521511に電話相談事業	東京都児童相談センター 行政	詳細
1008-1867の子どものための電話相談サービス	平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00(年末年始を除く)	詳細
03-5366-4152(115)に電話相談(TEL) FAX: 03-5366-4156		
1008-1867の子どものための様々な相談を受け付けています。		
D4d(1)ナーサからの暴力相談	杉並区 行政	詳細
(月～金) 9:00～17:00 祝日・休日・年末年始を除く		
03-5366-4152(115)に電話相談(TEL) FAX: 03-5366-4156		
1008-1867の子どものための暴力の相談なども受け付けています。		
D4d(1)ナーサからの暴力相談	杉並区 行政	詳細
(月～金) 9:00～17:00 祝日・休日・年末年始を除く		



イラスト：細川韶々